○上北山村建設工事等最低制限価格算出要綱

平成29年4月3日

告示第15号

（総則）

第1条　この要綱は、上北山村が発注する建設工事並びに測量業務、建築・土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）において定める最低制限価格の算出方法について必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条　最低制限価格の設定は、一般競争入札及び指名競争入札に付す建設工事等のうち、上北山村入札執行要領第6条の規定により最低制限価格を設定する建設工事等とする。

（最低制限価格の算出方法）

第3条　最低制限価格算出方法は、奈良県に準ずる。

（その他）

第4条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の算出にあたり必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。